

学生相談支援室

〈学生相談支援室の役割〉

学生が、学生生活を心身ともに健康で充実したものとするために、また、障害等のある学生が適切な支援を受けられる体制づくりを推進するために、学生相談支援室を設置しています。学生相談支援室は、以下の役割を担っています。

- 1 精神医学的な疾患に対するカウンセリング・専門医の紹介・予防のガイダンス
- 2 健康な学生生活の質をより一層高めるためのこころの健康増進
- 3 セクシュアル・ハラスメントの一次的な相談
- 4 その他、対人関係、人生の問題、自分の性格および能力等の悩み、経済的な問題ほか、日常生活における様々な悩み、問題などに関する相談
- 5 障害等のある学生のための支援制度の構築と各種支援施策の実施
- 6 障害等のある学生のための施設・設備の整備に係るニーズの把握と施設管理部門への提言
- 7 性同一性障害や性的指向・性自認に対する悩みに関する相談
- 8 その他、学内及び学外の関係機関等との連絡調整に関すること

〈障害のある学生への支援－合理的配慮－〉

障害のある学生に対して、修学や学生生活などに必要な「合理的配慮」が提供されるための、学生本人の要望に基づく調整を行うことが求められています。合理的配慮が必要な場所や場面としては以下のようなものが考えられますが、一人ひとりの学生の状況やニーズに合わせて提供される配慮が異なります。何かご要望がある方は、学生サポートセンター（学生支援課）まで一度ご相談ください。

- 1 大学の環境面、施設・設備利用面における配慮
キャンパス内の移動、情報処理・LL教室、図書館、食堂、トイレ
- 2 修学面における配慮
履修登録、授業、定期試験、学外実習、自主学習、学習場所
- 3 対人関係の悩みにおける配慮
コミュニケーション上の悩み、対人不安
- 4 就職支援
進路・就職相談・指導、就職活動
- 5 その他の配慮・支援
通学、諸手続き、大学行事への参加、課外活動、ボランティア活動

相談窓口：学生サポートセンター（学生支援課）

TEL 0791-46-2740

相談時間：9：00～16：30（土日祝祭日を除く）